

人口減少社会へ突入した我が国の平成26年の合計特殊出生率は1.42、大田区は1.19である。依然深刻な少子化が進む中、大田区における認可保育所を始めとする保育ニーズは急増している。

区では、平成22年度から27年度までの6年間に、保育サービス定員を約3,000名拡充するなど、待機児童解消を最優先課題に掲げ取り組んできた。また、就学後の児童の安全・安心な居場所づくりの課題に対しても、新たに、区立小学校施設を活用した学童保育（放課後ひろば）事業の整備を進めている。このような取り組みに伴い、区が担う認可保育所事業などに係る運営経費は、今後も増加することが見込まれる。一方で、保育園及び学童保育に係る保育料は平成18年4月改定以降、見直しが行われていない。

平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度では、保育の質を確保した保育サービス基盤の整備による待機児童解消の他、地域の多様な子育て支援の充実が求められている。保育サービス利用者間や、保育サービスを利用している家庭と利用していない家庭における「公平性」や「受益と負担の関係性」などの視点から、認可保育所及び学童保育サービスにおける利用者負担のあり方について、改めて検討する必要がある。

このような中、平成27年10月、区長から委嘱された学識経験者、区議会議員、子育て関係事業者及び公募区民の委員で構成される「大田区保育園・学童保育保育料見直し検討委員会」が設置された。

検討にあたっては、負担能力に応じた保育料、サービスに見合った負担のあり方、子どもの健やかな成長に寄与する保育の質の確保に加え、多子世帯や低所得世帯への配慮などを課題とした。

また、見直しの視点として、①公平性、②受益と負担の関係性、③少子化対策、④子どもの貧困対策、⑤保育の質の確保の5点を設け、平成28年3月まで、全5回にわたり、様々な角度から利用者負担のあり方について議論し、ここに見直しの方向性としてまとめたので報告する。

# I 大田区の保育・学童保育サービスの現状

## 1 保育サービスの現状

### (1) 大田区の人口と就学前人口

大田区の就学前人口は、平成 22 年から 27 年にかけて 1,499 人(4.73%)増加しており、大田区全体の人口増加 16,503 人(2.38%)に比べ、伸び率が大きくなっている。

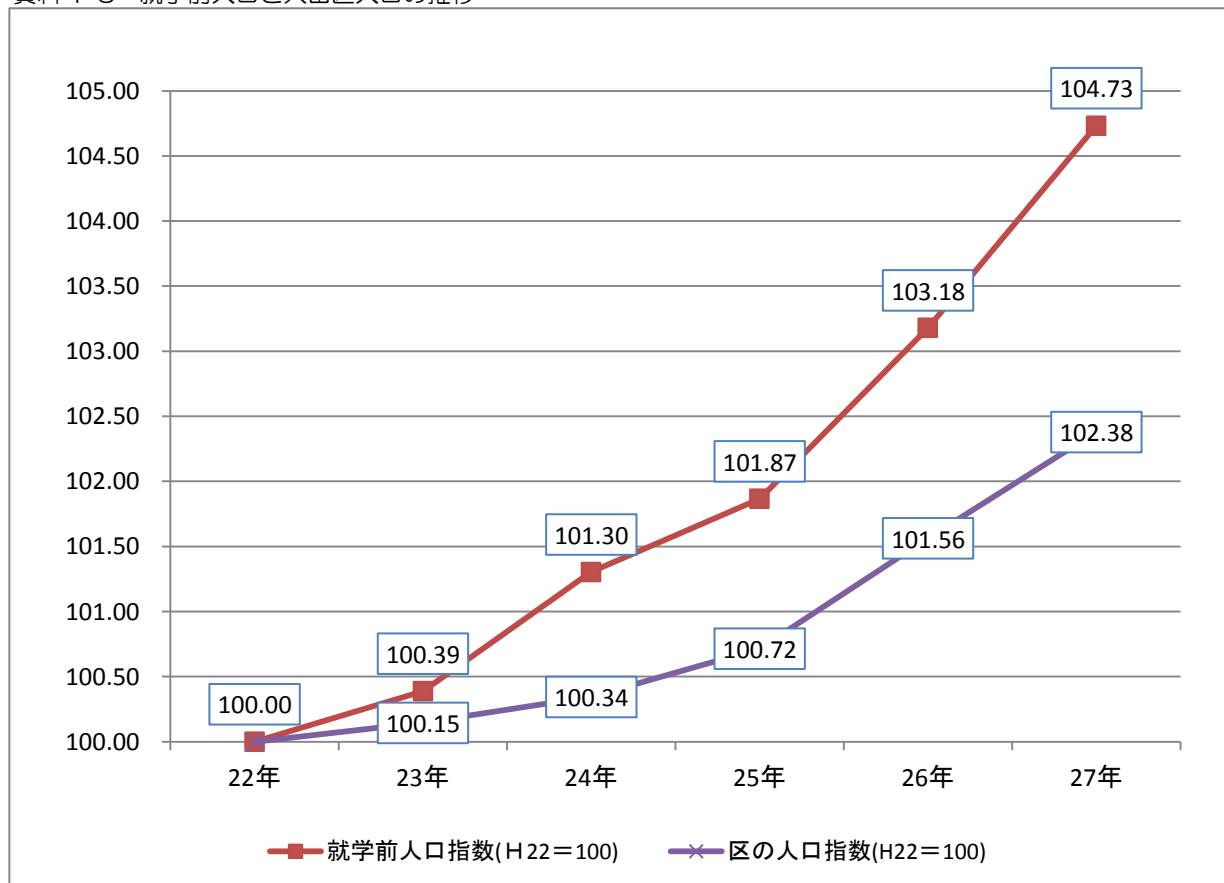
資料 1-1 就学前児童人口の年齢別推移(人) おおた子ども・子育てかがやきプラン (各年 4 月 1 日現在)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
5 歳	5,123	4,969	5,204	5,114	5,296	5,288
4 歳	5,013	5,236	5,136	5,344	5,302	5,382
3 歳	5,262	5,208	5,401	5,363	5,399	5,450
2 歳	5,267	5,433	5,414	5,410	5,489	5,438
1 歳	5,514	5,542	5,444	5,549	5,523	5,758
0 歳	5,494	5,408	5,487	5,484	5,671	5,856
合計	31,673	31,796	32,086	32,264	32,680	33,172
指数 (平成 22 年=100)	100	100.39	101.30	101.87	103.18	104.73

資料 1-2 大田区の人口の推移 東京都の人口統計 (各年 4 月 1 日現在)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
人 口 (人)	693,404	694,414	695,795	698,367	704,248	709,907
指数 (平成 22 年=100)	100	100.15	100.34	100.74	101.56	102.38

資料 1-3 就学前人口と大田区人口の推移



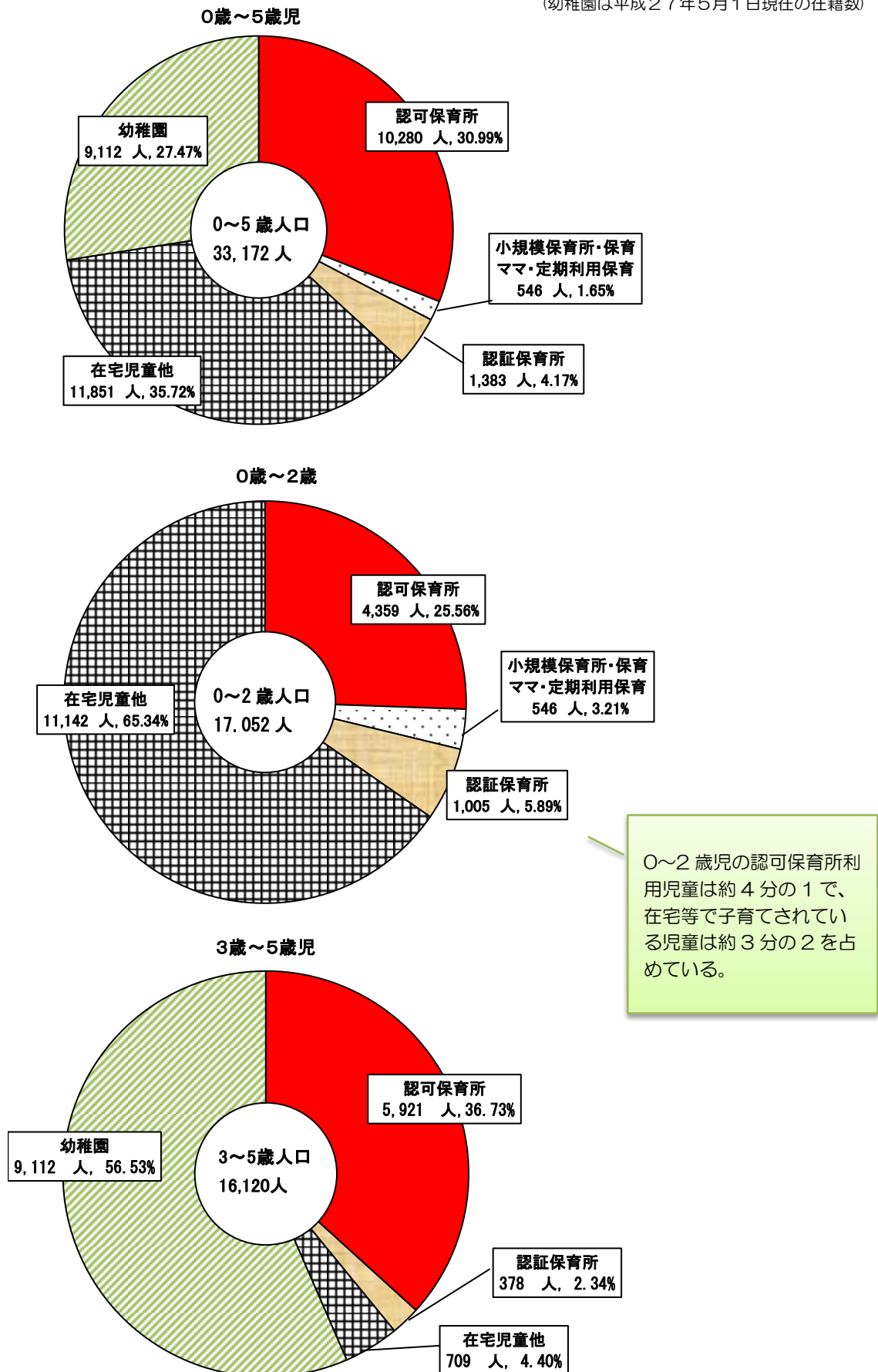
## (2) 就学前児童の在籍状況

平成27年4月1日現在の認可保育所利用児童の割合は、0歳～5歳児の30.99%、0歳～2歳児の25.56%、3歳～5歳児の36.73%となっている。

資料 1-4 就学前児童の在籍状況

平成27年4月1日現在

(幼稚園は平成27年5月1日現在の在籍数)



(平成27年9月1日現在)

### (3) 大田区における多様な保育サービス

資料1-5 大田区の保育制度一覧

	認可保育所 (106 園)		大田区小規模 保育所	東京都認証 保育所	家庭福祉員 (保育ママ)	大田区定期 利用保育室
	区立保育園 (49 園)	私立保育園 (57 園)	(11 施設)	(49 施設)	(51 人)	(6 施設)
概要	児童福祉法第 35 条第 3 項に基づき区市町村が設置を届け出た、または、同条第 4 項に基づき民間事業者等が知事の認可を受け設置した児童福祉施設。		大田区で定める設備や職員配置等についての基準を満たし、区が認可した保育施設。	東京都で定める設備や職員配置等についての基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設。	大田区が児童の保育に熱意と経験を持つ者を家庭福祉員として認定し、家庭福祉員の自宅又はグループ保育室で保育する制度。	保護者の就労形態等に依りて、保育時間を柔軟に設定できる区独自の基準に合致した保育施設。
対象児童年齢	生後 57 日～小学校就学前まで。 *各保育園により異なる。	生後 43 日～小学校就学前まで。 *各保育園により異なる。	1～2 歳	0 から小学校就学前まで。各保育所により異なる。	生後 43 日～2 歳 ※委託開始時：生後 43 日以上 2 歳未満	0～2 歳
保育時間	保育標準時間 (11 時間まで) 保育短時間 (8 時間まで) 7:15～18:15 延長保育時間 18:15～21:15 等 各保育園により延長時間は異なる。	保育標準時間 (11 時間まで) 保育短時間 (8 時間まで) 各保育園により異なる。 例：7:15～18:15 例：延長保育時間 18:15～19:15 等	保育標準時間 (11 時間まで) 保育短時間 (8 時間まで) 各保育室により異なる。 例：7:15～18:15 例：延長保育時間 (18:15～19:15) 等	13 時間以上各保育所により異なる。 例：7:00～20:00 等	原則 8:00～17:00 の中で 8 時間以内。 時間外保育の保育時間は、午後 6 時まで。	1 日 8 時間の利用が目安。各保育室により異なる。 例：7:30～19:00 等
保育料	<p>児童の年齢に応じ、区市町村民税に基づき算定。</p> <p>保育標準時間 (11 時間まで) の月額保育料 (最高額)</p> <p>0 歳～2 歳児 63,500 円 3 歳児 28,600 円 4・5 歳児 24,000 円</p> <p>※2 人以上在園している場合、児童の年齢に応じ、区市町村民税に基づき設定している保育料に対し 2 人目は半額、3 人目以降は無料。 ※保育短時間 (8 時間まで) は、標準時間に 0.983 を乗じた額。</p>			<p>月額保育料 (最高額) 80,000 円 (月 220 時間まで) など各保育所により異なる。</p> <p>※別途入園料、延長料等あり。 ※世帯の区市町村民税の額に応じた、保護者負担軽減補助金 (10,000 円～30,000 円) の制度がある。</p>	<p>月額保育料 23,000 円</p>	<p>日額 2,200 円 (1 日 8 時間まで)、月額 44,000 円 (月 160 時間まで) の範囲内で設定。保育室により異なる。</p>
食事	給食あり				弁当持参	給食あり

#### (4) 保育サービス定員数と待機児童数の推移

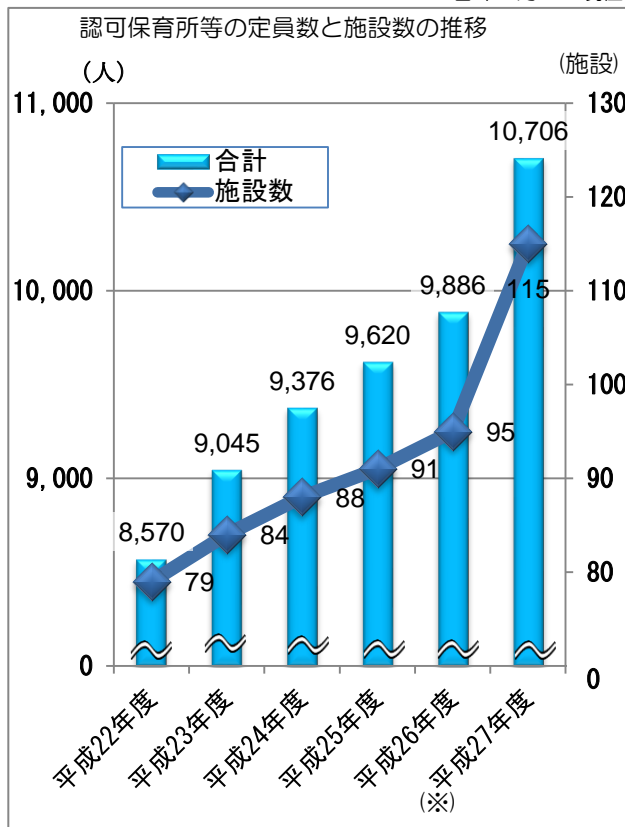
平成22年度から27年度にかけて認可保育所等(※1)で2,136人、認可保育所以外の保育施設(※2)で774人、合計で2,910人の定員拡充を図っている。特に、平成27年度には、「大田区待機児解消緊急加速化プラン」に基づく取り組みにより、前年度に比べて1,049人、定員を拡充している。

※1 認可保育所等：平成27年度は、子ども・子育て支援新制度の地域型保育事業給付の対象に位置付けられた小規模保育所10施設を含める

※2 認可保育所以外の保育施設：小規模保育所(東京スマート保育)、認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育、指定保育室

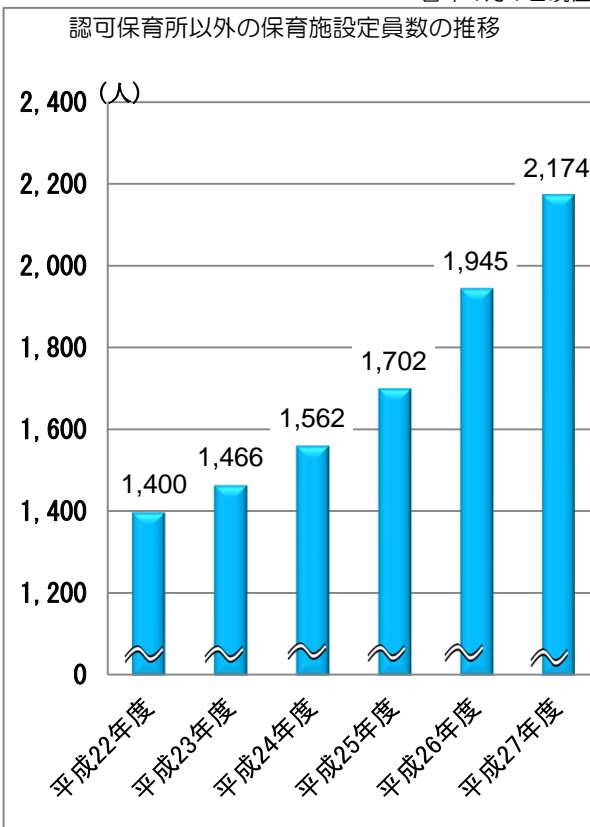
資料 1-6

各年4月1日現在



資料 1-7

各年4月1日現在

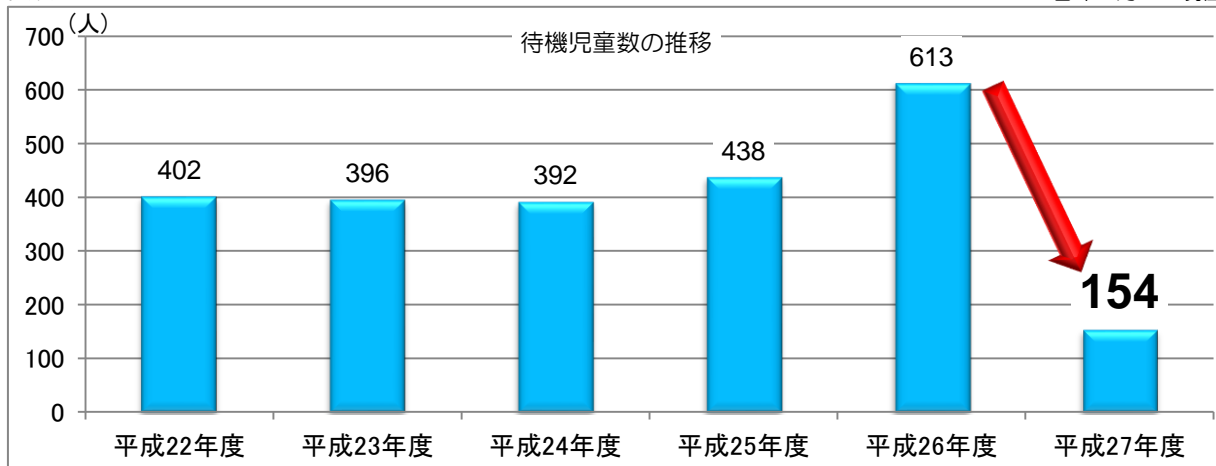


※小規模保育所の平成27年度の件数は、認可保育所(施設型給付)に加え、資料1-6で計上している。

区は、待機児童の解消に向け、平成26年度に「大田区待機児解消緊急加速化プラン」を策定し、保育サービス基盤の拡充とともに、保育サービスアドバイザーを中心とした、きめ細やかな相談対応など総合的な待機児解消対策を実施した。これにより、平成27年4月の待機児童数は154人と、前年の613人から大きく減少している(前年比：75%減)。

資料 1-8

各年4月1日現在



認可保育所等の定員増など、保育サービス基盤拡充の結果、待機児童数は平成27年4月には大幅に減少している。

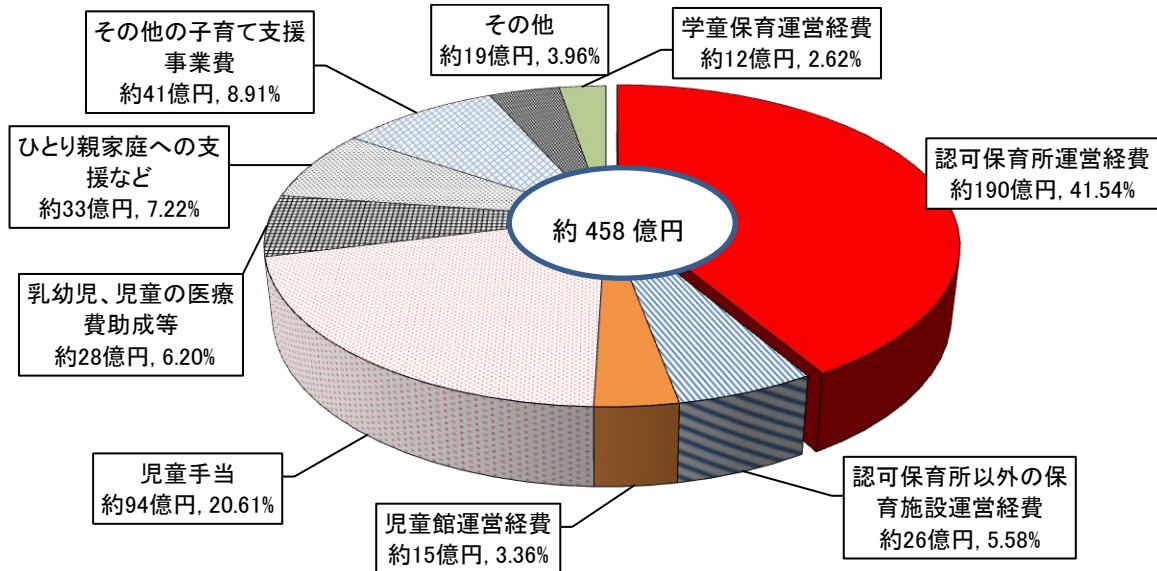
## 2 認可保育所運営経費と利用者負担の現状

### (1) 児童福祉費の内訳と認可保育所運営経費の推移

認可保育所運営経費は、平成26年度の決算において、約190億円であり、児童福祉費約458億円の41.54%と大きな割合を占めている。

認可保育所運営経費の内訳は、主に区立保育園保育士等の人件費や私立保育園の運営経費などである。

資料 2-1 決算における児童福祉費の内訳(平成26年度)

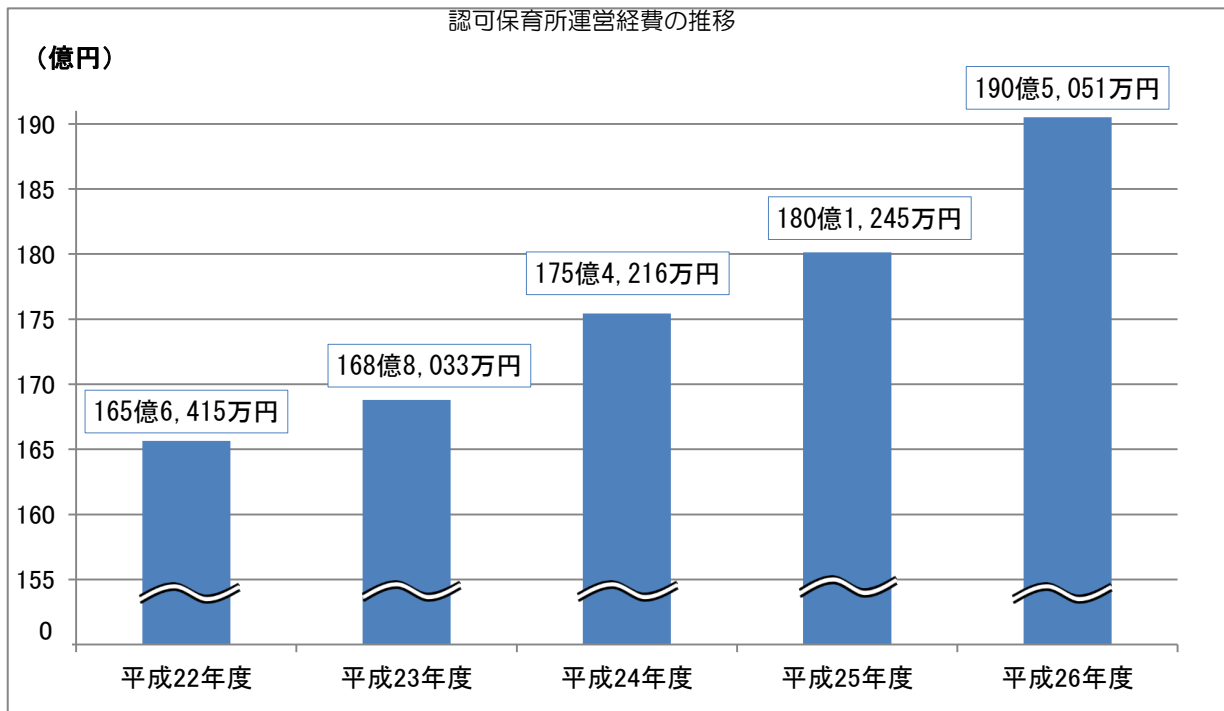


(平成26年4月1日現在の認可保育所数 区立直営39園、区立民営11園、私立45園)

認可保育所は就学前児童の約3割が利用しており(P3資料1-4参照)、その運営経費には、児童福祉費全体の4割強が使われている。

資料 2-2

(各年度決算額)



認可保育所運営経費は、保育サービス定員の拡充に伴い、年々増加している。平成27年度においても、区は、定員拡充に取り組んでおり、運営経費はさらに増加することが見込まれる。

## (2) 利用者負担の状況と園児1人当たりの月額経費

認可保育所運営経費約190億円のうち、国が定める運営経費は約87億円、区はこの他、保育の質の向上などのため、約100億円を加算している。また、国基準による利用者負担(※)約45億円のうち、約22億円は区費で負担し、利用者負担の軽減を図っている。国・都・大田区を合わせた公費負担は約167億円(87.72%)、一方、利用者負担は約23億円(12.28%)である。

なお、各年齢クラスの月額経費は、保育士等の配置基準の差により異なっている。

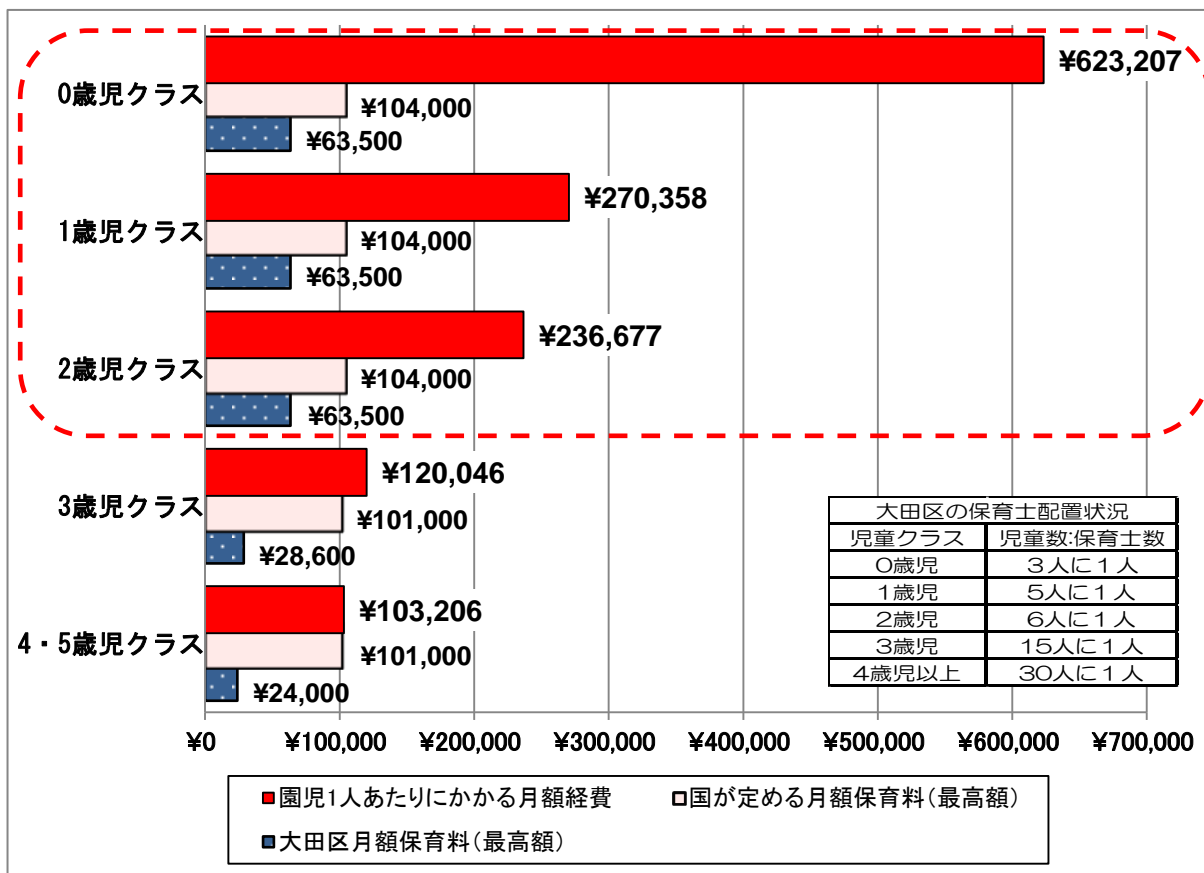
※国基準による利用者負担：国基準保育料(国が示している保育料限度額)に基づく負担額。

資料 2-3 認可保育所運営経費における利用者負担割合

平成26年度決算

大田区が認可保育所を運営する経費 約190億円 (100%)			
国が定める運営経費(45.72%) 約87億円		保育の質の向上のために加算している経費(54.28%) 約103億円	
国基準による利用者負担 (23.54%) 約45億円	行政負担 (22.18%) 約42億円	区加算分 (52.78%) 約100億円	補助金等 (1.50%) 約3億円
利用者負担 (保護者が負担) (12.28%) 約23億円	利用者負担 軽減分 (区が負担) (11.26%) 約22億円		
公費負担 約167億円(87.72%)			

資料 2-4 平成 26 年度「大田区における園児 1 人あたりの保育に係る月額経費」と「国が定める月額保育料(最高額)」「大田区月額保育料(最高額)」の比較



各年齢クラスの園児1人あたりの保育に係る月額経費では、0歳児が623,207円と他の年齢児クラスに比べ高くなっている。0歳児では、保育士の配置が児童3人に1人であることに加えて、看護師の配置が必須であることなど、多くの人件費がかかっていることによる。月額経費には、この他、管理費(事務費、補修費等)、事業費(給食材料費、保育教材費等)が含まれている。



### (3) 大田区保育料と国基準保育料の比較

保育料の階層は、国基準においては8階層だが、区では27階層に区分し、負担能力に応じたきめ細かな保育料体系としている。

資料 2-5 大田区保育料と国基準保育料

平成27年9月1日現在

新制度国基準				大田区現行保育料				
階層区分	3号認定 3歳未満児	2号認定 3歳以上児	階層区分	階層区分				
				3号認定 3歳未満児	2号認定 3歳児	2号認定 4・5歳児		
第1階層	生活保護受給世帯	0		A	生活保護受給世帯	0	0	0
第2階層	住民税非課税世帯 推定年収～260万円	9,000	6,000	B1	非課税のひとり親世帯	0	0	0
				B2	非課税の上記以外の世帯	1,000	1,000	1,000
第3階層	所得割課税額 48,600円未満 推定年収～330万円	19,500	16,500	C1	均等割のみの世帯	3,900	3,300	3,300
				C2	市区町村民税所得割 50,000円未満の世帯	4,400	4,000	4,000
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満 推定年収～470万円	30,000	27,000	C3	所得割50,000円以上 67,800円未満の世帯	5,100	4,700	4,600
				C4	所得割67,800円以上 70,800円未満の世帯	9,700	8,600	8,600
				C5	所得割70,800円以上 72,800円未満の世帯	11,300	10,300	10,200
				C6	所得割72,800円以上 85,000円未満の世帯	12,400	12,300	12,200
				C7	所得割85,000円以上 125,000円未満の世帯	18,400	13,900	13,800
				C8	所得割125,000円以上 150,000円未満の世帯	23,100	16,700	16,600
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満 推定年収～640万円	44,500	41,500	C9	所得割150,000円以上 175,000円未満の世帯	25,500	18,300	18,200
				C10	所得割175,000円以上 210,000円未満の世帯	27,600	19,800	19,700
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満 推定年収～930万円	61,000	58,000	C11	所得割210,000円以上 235,000円未満の世帯	30,500	22,000	21,900
				C12	所得割235,000円以上 250,000円未満の世帯	32,500	23,200	23,000
				C13	所得割250,000円以上 265,000円未満の世帯	34,200	24,500	
				C14	所得割265,000円以上 284,700円未満の世帯	36,000	25,700	
				C15	所得割284,700円以上 327,600円未満の世帯	37,500	26,600	
				C16	所得割327,600円以上 343,400円未満の世帯	39,200	27,600	
C17	所得割343,400円以上 357,600円未満の世帯	40,700						
第7階層	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満 推定年収1,130万円	80,000	77,000	C18	所得割357,600円以上 368,200円未満の世帯	42,200	27,600	23,000
				C19	所得割368,200円以上 383,200円未満の世帯	43,500		
				C20	所得割383,200円以上 398,200円未満の世帯	46,000		
第8階層	所得割課税額 397,000円以上 推定年収1,130万円～	104,000	101,000	C21	所得割398,200円以上 429,200円未満の世帯	49,400	28,600	24,000
				C22	所得割429,200円以上 481,200円未満の世帯	54,900		
				C23	所得割481,200円以上 513,200円未満の世帯	59,700		
				C24	所得割513,200円以上の世帯	63,500		

国基準階層に対して現行保育料における各階層の税額幅にはばらつきがある。例えば、国の第4階層は、所得割課税額が48,600円以上97,000円未満であり、その税額幅は48,400円である。この第4階層を細分化した現行保育料の階層間における税額幅は、2,000円から17,800円強となっている。

新制度国基準				大田区現行保育料						
階層区分	階層の 税額幅	3号認定 3歳未満児	2号認定 3歳以上児	階層区分	階層の 税額幅	階層区分				
						3号認定 3歳未満児	2号認定 3歳児	2号認定 4・5歳児		
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満 推定年収～470万円	48,400	30,000	27,000	C3	所得割50,000円以上 67,800円未満の世帯	17,800	5,100	4,700	4,600
					C4	所得割67,800円以上 70,800円未満の世帯	3,000	9,700	8,600	8,600
					C5	所得割70,800円以上 72,800円未満の世帯	2,000	11,300	10,300	10,200
					C6	所得割72,800円以上 85,000円未満の世帯	12,200	12,400	12,300	12,200
					C7	所得割85,000円以上 125,000円未満の世帯	40,000	18,400	13,900	13,800



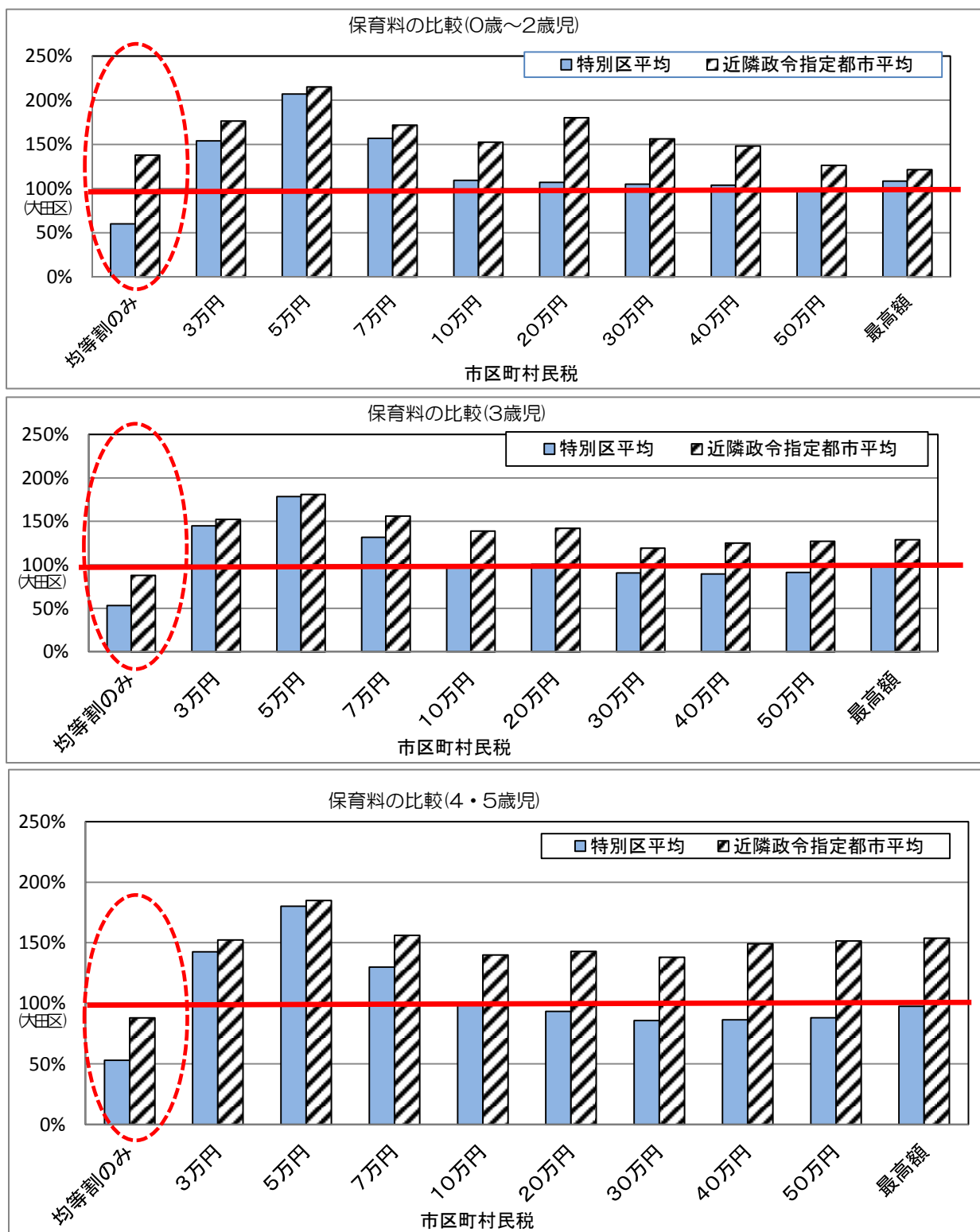
#### (4) 大田区保育料と他自治体保育料の比較

大田区の保育料を100%とした場合の、特別区(※1)及び近隣政令指定都市(※2)の平均保育料を割合で示した。

※1 特別区：大田区以外の22区のうち、品川区・練馬区を除く20区

※2 近隣政令指定都市：川崎市、横浜市、千葉市の3市

資料 2-6 大田区の保育料と特別区平均・近隣政令指定都市の平均保育料



(各区平成27年度「保育園入園のしおり」等で確認)

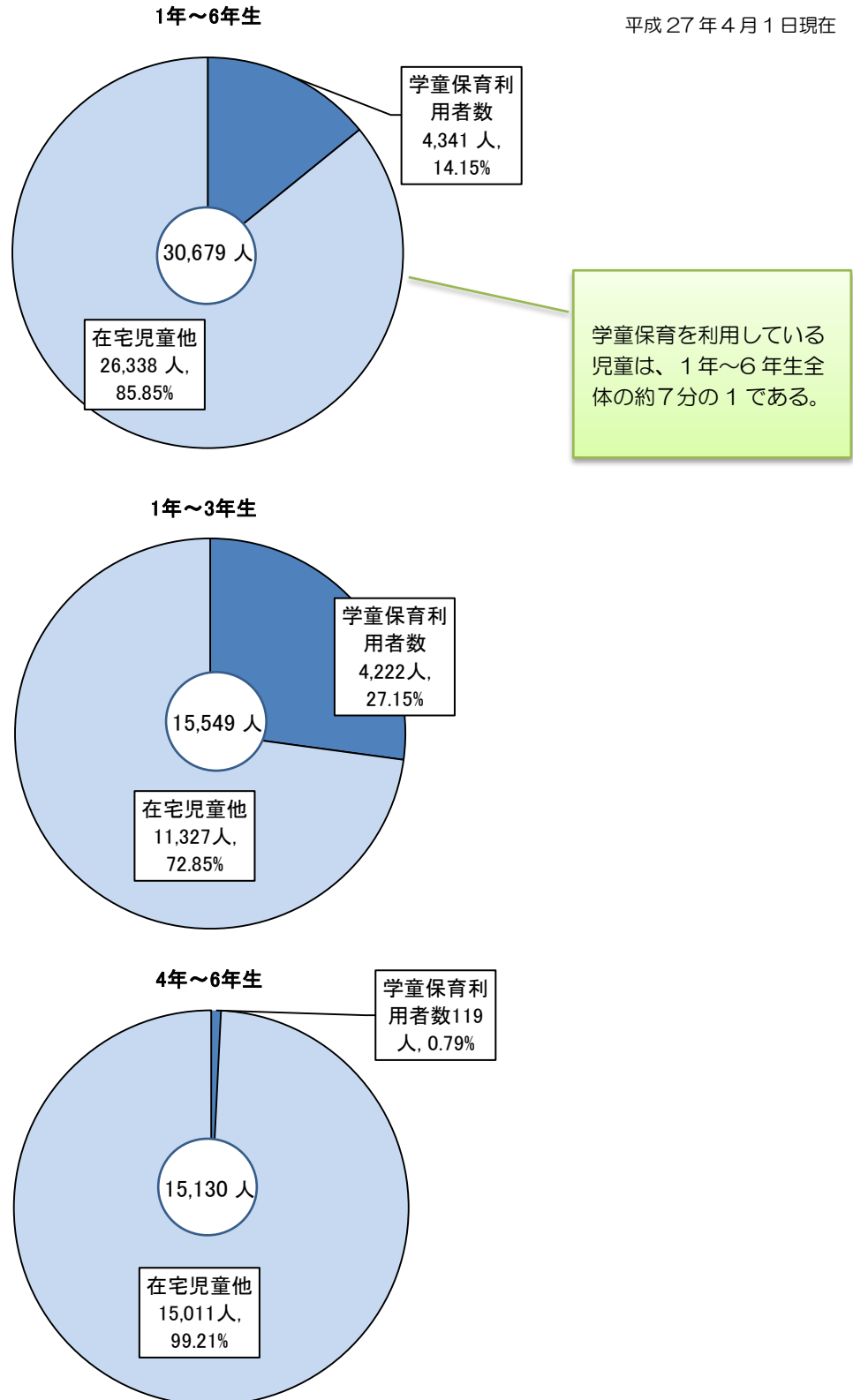
大田区の保育料は、特別区及び近隣政令指定都市の平均と比べ、概ね低い設定となっている。その中で、均等割のみの階層については、特別区平均より高く、また近隣政令指定都市平均との比較においても0,1,2歳児を除き高くなっている。

### 3 学童保育の現状

#### (1) 学童保育の利用状況

児童福祉法の改正により、平成27年度から学童保育の対象が小学校1年生から6年生までの児童に拡大された。平成27年4月1日現在、就学児童人口1年～6年生30,679人のうち、学童保育を利用している児童は4,341人(14.15%)である。1年～3年生では4,222人(27.15%)、4年～6年生では119人(0.79%)が利用している。

資料 3-1 大田区の就学児童の学童保育利用状況



#### 4 学童保育運営経費と利用者負担の現状

##### (1) 学童保育料のしくみと利用者負担割合

学童保育運営経費約 12 億 200 万円のうち、公費負担は約 10 億 1,300 万円(84.28%)、学童保育を利用する児童の利用者負担は約 1 億 8,900 万円(15.72%)である。

資料 4-1 学童保育運営経費と利用者負担金（平成 26 年度決算）

学童保育室管理・運営経費 約12億200万円 (100%)	
学童保育料※ 約1億8,900万円 (15.72%)	区負担 約10億1,300万円 (84.28%)

※学童保育料には、通常利用、延長利用、夏休み利用、一時利用を含む

資料 4-2 学童保育運営経費の推移

各年度決算額

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
11 億 7,881 万円	11 億 8,552 万円	11 億 4,189 万円	11 億 1,750 万円	12 億 249 万円

##### (2) 大田区学童保育料と減額・免除制度

学童保育料は定額制であり、通常利用は月額 4,000 円、夏休み期間のみ利用する場合は 5,000 円である。なお、延長利用、一時利用を含め、低所得世帯や多子世帯など、世帯の状況に応じて減額・免除制度が設定されている。

資料 4-3 学童保育料

平成 27 年 9 月 1 日現在

項 目	金 額
通常利用保育料 (月額)	4,000 円
延長利用保育料 (月額)	1,000 円
夏休み利用	5,000 円
一時利用 (1 回)	500 円

##### 減額・免除制度

番号	項 目	内 容		
		延長利用を除く	延長利用	
通常利用	① 保護者が生活保護受給者であるとき。	免 除	免 除	
	② 保護者の属する世帯（その世帯の生計を主に維持している者の世帯を含む。）が前年度住民税非課税であり、かつ、現年度においても同じ状況が見込まれるとき。	ひとり親世帯	免 除	免 除
		上記以外	児童 1 人につき 月 3,000 円減額	
	③ 生計を一にする世帯において、2 人以上の児童が学童保育を利用しているとき。	2 人目の児童から 児童 1 人につき 月 1,000 円減額		
	④ 区長が保育料の納付が特に困難と認めるとき。	ひとり親世帯	免 除	免 除
		上記以外	児童 1 人につき 月 3,000 円減額	
夏休み利用	① 保護者が生活保護受給者であるとき。	免 除	免 除	
	② 保護者の属する世帯（その世帯の生計を主に維持している者の世帯を含む。）が前年度住民税非課税であり、かつ、現年度においても同じ状況が見込まれるとき。	ひとり親世帯	免 除	免 除
		上記以外	児童 1 人につき 月 3,500 円減額	
	③ 区長が保育料の納付が特に困難と認めるとき。	ひとり親	免 除	免 除
上記以外		児童 1 人につき 月 3,500 円減額		
その他区長が特に認めるとき。		一時利用に係る保育料を免除		

### (3) 他区における学童保育料の状況

大田区では、学童保育を児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として実施している。他自治体では、様々な形態で実施されているが、大田区と同様の内容で実施している他区の保育料についてまとめた。

資料 4-4 放課後児童健全育成事業として実施している他区の保育料

		(円)		
		学童保育料月額	おやつ代月額	計
大田区		4,000		4,000
1	A区	7,000	おやつ代は、父母会 会で別途徴収	7,000
2	B区	4,000	2,000	6,000
3	C区	5,000	1,500	6,500
4	D区	8,000		8,000
5	E区	5,000		5,000
6	F区	0	1食 70	1,680
7	G区	4,400	1,250	5,650
8	H区	4,000	1,800	5,800
9	I区	3,000	1,000	4,000
10	J区	5,500		5,500
11	K区	4,500		4,500
12	L区	4,000	1,500	5,500
13	M区	6,000		6,000
大田区以外の13区の平均				5,472

※F区はおやつ代1食70円のため、月24日計算で算出

※おやつ代が学童保育料に含まれている場合は、おやつ代月額欄を空欄とした。

(各区「平成27年度学童保育のしおり」等で確認)

大田区と同様の内容で実施している他区における学童保育料の月額平均は5,472円である。大田区の保育料は他区の平均より1,000円以上低い設定となっている。

放課後児童健全育成事業の実施にあたり、設備基準や職員配置を条例で定めている。

#### 「大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」抜粋

(設備の基準)

**第9条** 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3～4省略

(職員)

**第10条** 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3)～(9)省略

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

### 1 大田区保育園・学童保育保育料検討委員会における議論の視点

#### (1) 視点1 公平性の視点

認可保育所は、児童福祉法に規定された児童福祉施設であり、保育料は児童福祉法第56条に基づき、保護者の負担能力に応じて徴収する応能負担の原則がとられている。

大田区の保育料は、国基準保育料が8階層であるのに対して27階層に細分化されており、負担能力に応じたきめ細やかな保育料体系としている。しかし、国基準階層に対して現行保育料では、各階層の税額幅にばらつきが見られるため、利用者間の公平性の視点から検討する。

#### (2) 視点2 受益と負担の関係性の視点

良好な保育サービスを安定的に提供していくためには、利用者の方に広く一定の負担を求めることが必要である。なお、保育料の設定にあたっては、家計に対する影響など配慮が必要と考える。

また、現行の保育料は、階層ごとに0歳～2歳児までが同一金額の設定となっているが、園児1人あたりの保育に係る月額経費は、0歳児では60万円を超え、1・2歳児と比べて高額となっている。このため、受益と負担の関係性の視点から、0歳児の保育料のあり方を検討する。

#### (3) 視点3 少子化対策の視点

大田区の平成26年度の合計特殊出生率は、前年度より0.02ポイント微増したものの1.19に留まっている。人口減少社会への対策については、国を挙げて取り組みを進めており、昨年9月に発表された「新3本の矢」では、「夢をつむぐ子育て支援」の目標として、希望出生率（国民の希望が叶った場合の出生率）1.8が掲げられた。

希望出生率の実現のためには、多子世帯への支援として、まずは2人目の子どもを安心して産み育てられる環境整備が急務である。少子化対策の視点から、2人目の児童の保育料に対する減額のあり方などを検討する。

#### (4) 視点4 子どもの貧困対策の視点

平成25年国民生活基礎調査では、子どもの貧困率が16.3%と、平成22年調査の15.7%を上回る結果となった。特に、ひとり親世帯の貧困率は54.6%であり、とりわけ経済的に困窮している状況にある。子どもの貧困対策の視点から、低所得者世帯への負担軽減のあり方について検討する。

#### (5) 視点5 保育の質の確保の視点

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要と謳われている。

待機児童の解消が国の喫緊の課題とされるなか、大田区においても、待機児童の解消に向けて多様な保育サービスを提供する保育施設の整備に精力的に取り組んでいる。

一方で、急速な保育サービス基盤の拡充は、全国的な保育士不足という新たな課題をもたらしている。今後は、保育サービスの量的拡充を図るとともに、これまで以上に保育を支える人材の確保、育成等にも積極的に取り組み、大田区の保育の質を確保していく必要がある。

1 認可保育所保育料

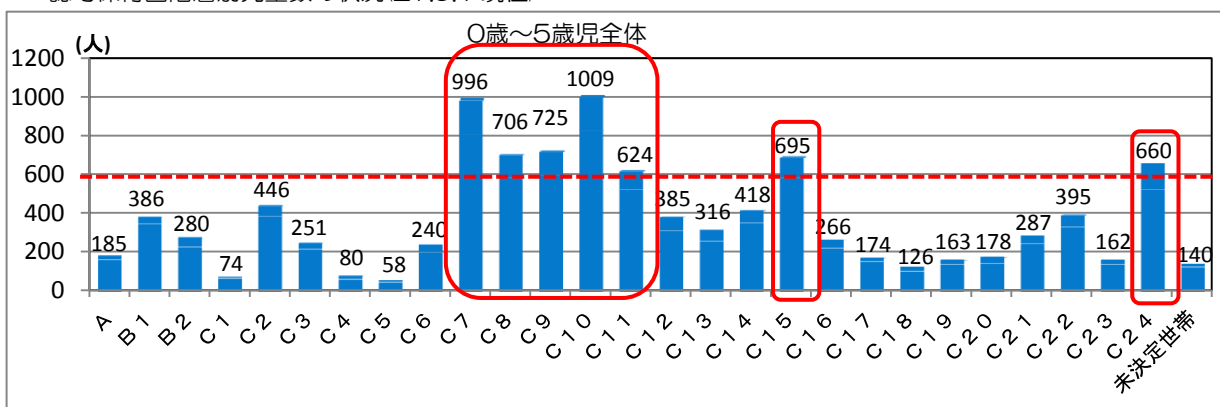
(1) 負担能力に応じた階層の見直し

大田区の現行保育料は、国基準保育料の8階層に対し27階層を設定し、負担能力に応じたきめ細やかな保育料体系としている。

A階層(生活保護世帯)及びB1階層(区市町村民税非課税ひとり親世帯)は無料、B2階層(B1階層以外の区市町村民税非課税世帯)、C階層(区市町村民税課税世帯)はそれぞれの課税額に応じて保育料の設定を行っている。

認可保育所を利用する児童の階層別分布では、C7階層からC11階層に大きな分布が見られた後、C15階層、C24階層に再度集中が見られる。なお、C24階層は、区市町村民税課税額513,200円(推定年収1,300万~1,400万円)以上の設定となっており、負担能力に応じた応分な負担を求めていくうえでは、国基準保育料の第8階層に対応する階層を細分化し、新たに階層を増やすことが望ましいと考える。(P8 資料2-5参照)

認可保育園階層別児童数の状況(27.9.1現在)



(2) 保育料の階層区分における税額幅の見直し

保育料は、世帯の区市町村民税の課税額により階層が決定される。現行保育料では、国基準の階層区分に対して、各階層の税額幅にばらつきが見られる。例えば、国基準保育料の第4階層の税額幅は48,400円であるが、この階層に対して区の階層は5区分あり、税額幅は2,000円から17,800円強とばらつきがある。このことから、階層の税額幅を見直し、公平感のある階層区分とすることが望ましいと考える。(P8 資料2-5参照)

(3) 保育料収納率向上に向けた取り組み

保育料は、応能負担に基づき世帯の負担能力に応じて設定されているため、滞納世帯に対しては、負担の公平性の観点から適切な対応が必要である。区では、現在、滞納世帯に対し、納付の相談、案内、勧奨を行ったうえで、納付に至らない場合には差押えを視野に入れた対策をとるなど、収納率向上に向け取り組んでいる。平成26年度の現年度分保育料の収納率は99.16%、過年度分を含めた場合は95.48%であり、高い収納率となっている。今後も引き続き、保育料の着実な徴収に努めるとともに、さらなる収納率の向上に向け、コンビ収納を検討するなど利用者の利便性向上を図る取り組みも必要と考える。

#### (4) 0歳児保育料のあり方

現行の保育料は、0歳～2歳児では同じ料金体系となっているが、園児1人あたりの保育に係る月額経費をみると、各年齢で大きく異なっている。平成26年度の0歳児1人あたりに係る月額経費は、623,207円であり、1歳児は270,358円、2歳児は236,677円である。このことから、現行の0歳児保育料の設定を見直すことが望ましいとの提案があった。検討委員会の中では、0歳児保育料は1・2歳児と分けて単独で設定すべきという意見がある一方、0・1歳児と2歳児で区分するという意見があった。また、現行の0歳～2歳児同額のままで良いという意見もあった。いずれの場合も、現在の経済状況等を考えると、家計への影響などに対する配慮が必要である。0歳児保育料を単独設定する場合は、所得に応じた応分の負担の観点で、顕著に高くないように留意すべきと考える。(P7 資料2-4参照)

#### (5) 2人目の児童の保育料減額のあり方

多子世帯に対する保育料負担軽減措置として、現行では、同一世帯で認可保育所・小規模保育所に複数の児童が在籍している場合、2人目の児童の保育料は半額、3人目以降は無料としている。少子化対策の視点から、現在半額となっている2人目の児童の保育料について、さらに負担軽減を図ることが必要と考える。

#### (6) 均等割世帯の保育料の見直し

大田区の保育料は、他の自治体と比較し、概ね低い金額設定となっているが、今回の検討の中で区市町村民税均等割世帯の保育料については、特別区平均を上回っていることが分かった。

6人に1人の子どもが貧困という状況の中で、児童の健全育成の観点から、低所得者への一層の配慮が必要である。子どもの貧困対策の視点から、低所得者に対する一層の配慮として、この階層の保育料を低減すべきという意見があった。一方、保育時間等を考えると、現行の均等割世帯の保育料(月額3,300円～3,900円)は妥当であるという意見もあった。(P8 資料2-5参照)

#### (7) 非婚のひとり親に対する寡婦控除相当の扱い

税法上の寡婦控除の適用は、法律婚が条件となっており、非婚のひとり親については適用されない。このため、区市町村民税に基づき決定する現行保育料の算定にあたっては、非婚のひとり親に対しては、寡婦控除相当の扱いはしていない。

平成25年度国民生活基礎調査の結果によると、母子家庭の平均所得は、児童のいる世帯全体の平均所得の4割以下と低い状況となっている。このため、特に低所得ひとり親世帯への支援の強化が必要であり、寡婦控除が適用されない一定所得以下の非婚ひとり親世帯に対して、子どもの貧困対策の視点から保育料の階層認定の際に、寡婦控除相当の扱いを行うなどの配慮が望ましいと考える。



## (8) 保育の質の確保の視点からの見直し

区では、保育施設への指導監督を適宜行い、子どもの健康、安全な保育環境を整備している。今後は、子ども・子育て支援法に基づく私立認可保育所・小規模保育所に対する検査を通して法令遵守の状況のほか、保育内容や経理処理が適正に行われているかを確認し、子どもの安全と安定した施設運営を確保していく必要がある。

また、現在、保育士の処遇改善、私立保育園就職フェア、保育士宿舍借り上げ支援事業などを実施し、保育人材確保対策の強化を図っている。さらに、保育士への各種研修、区立 18 拠点園(※)による家庭福祉員への定期的な訪問支援や地域の保育施設との交流事業などを通して、保育人材の育成を推進している。今後も、これらの取り組みを着実に進め、今以上に質の高い保育サービス基盤の充実を図ることが必要と考える。

国は、平成 27 年度補正予算において、平成 27 年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定により公定価格を 1.29%増額し、保育士の処遇改善を図った。区は、国の見直しを受け、速やかに対応しているところである。

今後も引き続き、子どもの安全性を確保するとともに、より一層の保育人材の確保、保育施設への定着率の向上、保育人材の育成を進め、地域における保育の質を確保し、子どもたちが健やかに育つための環境を確保することが必要と考える。

※区立 18 拠点園：地域の保育水準の向上のため、地域の保育施設等への支援及び連携・交流事業を実施する 18 の区立直営保育園。

## (9) 国における負担軽減策について

国は、平成 28 年度予算において、認可保育所等保育料における多子世帯の負担軽減とひとり親世帯等への優遇措置拡充の方針を打ち出した。多子世帯に対する保育料の負担軽減としては、現行制度で小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降を無償化とする。また、ひとり親世帯の保育料負担軽減としては、第 1 子の保育料を半額、第 2 子以降の保育料を無償化とする。なお、対象は、年収 360 万円未満相当の世帯としている。

これらの国における制度化の動きに対して、区として速やかに対応することが重要と考える。

### (1) 公平性の視点からの保育料収納率向上に向けた取り組み

学童保育料は定額制となっているが、低所得世帯や多子世帯などに対しては、世帯の状況に応じて減額・減免制度が設定されている。このような中、サービスを利用しているにもかかわらず保育料を滞納している世帯に対しては、利用者間の公平性の観点から適切な対応が必要である。現在、滞納世帯に対し、納付の相談、案内、勧奨を行うなど、収納率向上に向け取り組んでいる。今後も引き続き、学童保育料の着実な徴収に努めるとともに、さらなる収納率の向上に向け、保育所保育料と併せて、コンビニ収納を検討するなど利用者の利便性向上を図る取り組みも必要と考える。

### (2) 受益と負担の関係性の視点からの見直し

平成26年度決算における学童保育運営経費の総額は約12億200万円である。これに対し、利用者負担は約1億8,900万円で、運営経費総額の約15.72%に留まっている。

平成27年4月の児童福祉法の改正により、学童保育の利用対象がそれまでの「おおむね10歳未満」から小学6年生まで拡大された。これに伴い、区は平成27年度の利用定員を前年度比495名増員している。今後も学童保育事業に係る運営経費は増加することが見込まれている。

現行の学童保育料は、17時までの通常利用では月額4,000円の定額制となっている。大田区と同様に法令に即した内容で実施している13区における平均保育料は5,472円であり、区の現行保育料は13区の平均より1,000円以上低額となっていることから、受益と負担の関係性の視点で見直すことが望ましいと考える。  
(P11 資料4-1、資料4-2 参照)

### (3) 少子化対策の視点からの2人目以降の児童に対する見直し

多子世帯に対する負担軽減措置として、現行では、同一世帯で2人以上の児童が学童を利用している場合、2人目以降について通常保育料4,000円から1,000円を減額している。少子化対策の視点から、現行の減額幅をさらに大きくするなどの見直しが必要であると考え。

### (4) 子どもの貧困対策の視点からの見直し

子どもの貧困対策は喫緊の課題である。現状の非課税世帯を対象とした学童保育料の減額幅をさらに拡充するほか、減額の対象に小学校の就学援助を受給している児童を加えるなどの見直しが必要であると考え。  
(P11 資料4-3 参照)

### (5) 保育の質の確保の視点からの見直し

平成27年4月から児童福祉法の改正により、学童保育事業は、対象児童の拡大とともに、児童支援員の資格要件や1人当たりの面積基準（おおむね1.65㎡）などが定められた。区においても基準条例を新たに制定し、これまで以上に保育の質の確保に努めている。

児童支援員の資質向上に向けて、東京都知事が実施する「東京都放課後児童支援員認定資格研修」を受講させるほか、特に支援を必要とする児童に対しては、区独自で適切な保育を実施するための研修（要支援児研修）を計画的に開催し、状況に応じて人的支援を実施している。

今後も、これまで以上に、学童保育利用者のサービス向上に向けた保育の質の確保を図って行くことが必要と考える。

### 3 保育料の見直しサイクル

大田区では平成18年4月の改定以降、保育料の見直しが行われていない。区では、平成28年4月までの10年間に、認可保育所（小規模保育所含む）2,783名を含め、保育サービス定員を4,262名増員したほか、延長保育の拡充や保育士等の資質向上に向けた取り組みを進めてきた。

また、平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度では、これらの保育サービス基盤の質的向上と量的拡充を図るとともに、在宅子育て家庭を含めたすべての家庭に対する多様な子育て支援の充実が求められている。

このような取り組みの中、認可保育所等の運営経費は今後も増加することが見込まれる。この運営経費には多額の公費（税金）が充てられていることから、保育サービス利用者間や、保育サービスを利用している家庭と利用していない家庭における「公平性」や「受益と負担の関係性」などの観点から、長期にわたり保育料の見直しが行われていないことは適切ではないと考える。

限られた財源の中、少子化の進展や子どもの貧困対策などの社会的課題に対して、柔軟かつ的確に対応していくためには、定期的に保育料の見直しを検討する必要がある。この見直しのサイクルについては、前回の検討委員会報告書での提言を踏まえ、5年程度とすることが望ましいと考える。

## おわりに

区は、現在、喫緊の課題である保育サービスにおける待機児童解消に向け、保育サービス基盤の拡充に取り組んでおり、平成27年度においても、保育サービス定員を新たに556名拡充する見込みである。さらに、平成28年度予算では500名の定員拡充を計画している。同様に、学童保育においても、区立小学校施設を活用した放課後ひろば事業などにより、475名定員を拡充する見込みである。

これらの取り組みを実施し、今後もより良い保育環境を提供していくためには、大田区として、引き続き必要な財源確保を図っていく必要がある。併せて、利用者の方々に対して広く一定の負担を求めることについては、やむを得ないものとする。

なお、利用者負担の見直しにあたっては、認可保育所関係では、応能負担のさらなる徹底や、ひとり親及び非課税世帯等の低所得者世帯への一層の配慮、少子化対策としての第2子支援策などの実施に加え、保育士の資質向上や処遇改善などにより「保育の質」をさらに向上させることが必要であるとする。また、学童保育関係においても、少子化対策や子どもの貧困対策に加え、児童支援員の資格要件や活動スペース等の設置基準の遵守、充実した研修の実施等により「保育の質」を向上させることが必要とする。

子どもは社会の希望、未来を担う地域の宝である。

平成27年3月に区が策定した「おおた子ども・子育てかがやきプラン」では、「未来を担う子どもを育み、子育てをみんなで支えるまちにします」を基本理念に掲げ、区を挙げた取り組みが進められている。

今回の保育サービスに係る利用者負担の見直しの一方で、子育ての不安感や孤立感解消のための親子交流の場の提供や、子育て相談・子育て情報の発信、一時預かりや定期利用保育の充実など、これまで以上に、広く子育て家庭全体を支援する施策の充実を図っていくことが重要である。今後も、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み、育てることのできる地域社会の実現に向けた取り組みが一層進むことを、切に望むものである。

平成27年度 大田区保育園・学童保育保育料検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属
学識経験者（2名）	松原 康雄	明治学院大学副学長
	和泉 徹彦	嘉悦大学経営経済学部准教授
区議会議員（4名）	塩野目正樹	自由民主党大田区民連合
	秋成 靖	大田区議会公明党
	菅谷 郁恵	日本共産党大田区議団
	岡 高志	大田区議会民主党
子育て支援事業関係者 （4名）	加藤 保	大田区私立保育園連合会
	江尻 雅樹	大田区私立幼稚園連合会
	菊地 涉道	学校法人簡野育英会
	澤井 廣喜	大田区認証保育所連絡会
区民（2名）	松本 幸子	大田区子ども・子育て会議公募委員
	田原 理恵子	大田区子ども・子育て会議公募委員

\*委員の任期 委嘱日から検討委員会報告書策定まで

審議経過

開催 回	日時・会場	主な議事
1回	平成27年10月28日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委員委嘱・正副委員長の選出</li> <li>■大田区の保育サービス・学童保育の現状について</li> <li>■保育料見直しにおける課題と視点について</li> </ul>
2回	平成27年11月19日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■認可保育園0歳児における運営費について</li> <li>■認可保育園階層別児童数の状況について</li> <li>■保育の質の確保への取り組みについて</li> <li>■保育料見直しにおける視点と第1回検討委員会での主な意見について</li> </ul>
3回	平成27年12月22日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■私立認可保育園における運営費について</li> <li>■保育料の収納状況について</li> <li>■学童保育運営費と利用者負担の現状について</li> <li>■保育料見直しの方向性と視点における主な意見等について</li> </ul>
4回	平成28年2月2日（火）	■報告書（骨子）について
5回	平成28年3月23日（水）	■報告書（案）について

## 大田区保育園・学童保育保育料検討委員会設置要綱

平成 17 年 3 月 24 日 こ育発第 2188 号区長決定

平成 27 年 8 月 6 日 こ子発第 11575 号部長決定

### (設置)

第1条 大田区における認可保育所等及び区立学童保育室に係る利用者負担の適正化を図るため、「大田区保育園・学童保育保育料検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、区長への報告書を作成する。

- (1) 保育園保育料の適正なあり方について
- (2) 学童保育料の適正なあり方について
- (3) その他必要な事項

### (委員の構成及び人数)

第3条 検討委員は、次に掲げる区分のうちから区長が委嘱する 12 名以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者(2名以内)
- (2) 区議会議員(4名以内)
- (3) 子育て支援事業関係者(4名以内)
- (4) 区民(2名以内)

2 委員を辞職する場合は、理由を添えて区長に申し出なければならない。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する報告書が作成される日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認める場合は委員以外の者に出席を要請し、意見を求めることができる。

### (議事の決定)

第7条 検討委員会における決定すべき事項については、出席委員の過半数をもって決定する

- 2 前項における出席委員には委員長も含める。

(会議の公開)

第8条 検討委員会は、原則公開とする。ただし、委員長は次の各号のいずれかに該当する場合は会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を公開した場合は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(傍聴)

第9条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券の交付を受けて、これに自己の住所氏名を記入し、入場の際係員に提示しその指示を受けなければならない。

2 傍聴人の定員は、おおむね 20 人以内とする。ただし、会場の都合で減員することができる。

3 傍聴人が定員を超える場合は、抽選により傍聴券を交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り傍聴することができる。

5 傍聴人は、係員の指示及び定める傍聴人の守るべき事項を遵守しなければならない。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、こども家庭部子育て支援課において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

付則

この要綱は、平成 27 年 8 月 6 日より施行する。